

第1問答案用紙<1>
(租税法)

問題1

問1

法人税法では、原則として、費用の見積計上額の損金算入を認めていない(法人税法第22条第3項第2号)が、会計慣行への配慮等の観点から、資本金1億円以下の普通法人等には、貸倒引当金繰入額のうち、一定の金額の損金算入を認めている(同法第52条)。しかし、A社の資本金は10億円であるため、損金経理した貸倒引当金繰入額は、その全額が損金不算入となる。

問2

法人税法では、移転資産の譲渡損益を認識するのが原則である(法人税法第22条)が、B社がした現物分配は、その直前時点でA社とB社が完全支配関係にあるため、同法2条第12号の適格現物分配に該当する。よって、現物分配により移転したC社株式の譲渡対価は、その帳簿価額となるため、譲渡損益は認識しない(同法62条の5第3項)。

問3

吸収合併により資産等を移転した場合、その譲渡対価は、合併時の時価とするのが原則である(法人税法第62条第1項)が、合併直前にA社とB社は完全支配関係にあり、かつ、B社株式以外の資産の交付がなかったことから、本問合併は、適格合併に該当する(同法2条第12号の8)。よって、移転資産等の帳簿価額が引き継がれたものとする(第62条の2第1項)。

問4

Pの所有していた有価証券たる上場株式については、所得税法第60条の2第1項第1号の規定に基づき、国外転出の時における時価3億円で譲渡があったものとみなして、所得税が課されることになる。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 >
(租 税 法)

問題 2

	○×欄	記 述 欄
①	×	B社は資本金は、1億円以下であるが、資本金5億円以上のA社に完全支配されているため、軽減税率は適用されない（法人税法第66条第6項第2号）。
②	○	法人税法第2条第12号の19 ロ
③	×	Pが受領した退職金は、退職所得に該当する（所得税法第30条第1項）。このため、所得税法に規定する課税標準としては「退職所得金額」に含まれる（同法第22条第1項、第3項）。
④	×	未払いの医療費は、医療費控除の対象とはならないため、Pが平成28年中に支払った80万円から10万円を控除した70万円が医療費控除の金額となる（所得税法第73条第1項）。
⑤	○	消費税法第4条第1項及び3項第3号、同法第5条第1項

第2問 答案用紙<1>
(租税法)

問題 1

問 1

当期純利益の額

.....

(単位：円)

加算すべき金額

減算すべき金額

(租税公課等についての申告調整)

2. 租税公課等に関する事項

(1)について

, ,

22,500,000

(2)について

, ,

172,000

(3)について

103,400,000

, ,

(4)について

128,037,000

, ,

(5)について

1,200,000

, ,

(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)

3. 前期分の修正申告に関する事項

(1)について

, ,

3,450,000

(2)について

, ,

,480,000

(3)について

, , 0

, ,

(受取配当等についての申告調整)

A社株式の剰余金の配当

, ,

4,900,000

B社株式の剰余金の配当

, ,

,300,000

(所得税額の控除についての申告調整)

剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税

1,251,031

, ,

社債の利子及び預金の利子に係る
所得税・復興特別所得税

,208,896

, ,

(減価償却についての申告調整)

機械装置D

,225,000

, ,

器具備品E

, ,

,55,250

建物附属設備F

,174,625

, ,

一括償却資産

,370,000

, ,

第2問 答案用紙<2>

(租税法)

(引当金についての申告調整)

賞与引当金	5,000,000	, ,
貸倒引当金	, ,	3,000,000

(有価証券の期末評価についての申告調整)

H社株式	, ,	1,300,000
C社社債	, 100,000	, ,

(役員給与についての申告調整)

8. 役員給与に関する事項

(1)について	, , 0	, ,
(2)について	2,500,000	, ,

(資産の廃棄についての申告調整)

製品J	4,500,000	, ,
機械装置K	3,600,000	, ,

(その他の申告調整)

.....

.....

(法人税額の計算)

所得金額	746,000,000
法人税額	174,564,000
所得税額及び復興特別所得税額の控除額	1,459,927
中間申告法人税額
納付すべき法人税額

第2問 答案用紙<3>
(租税法)

問2

(単位：円)

(A社における申告調整)

加算すべき金額

減算すべき金額

・平成29年3月期

(1)について

, ,

120,000,000

(2)について

, ,

4,000,000

・平成30年3月期

(3)について

140,000,000

, ,

問3

(単位：円)

第7期における欠損金の控除額

5,000,000

第8期に繰り越す欠損金額

7,000,000

第2問 答案用紙<4>
(租税法)

問題2

(単位：円)

[問] 1. 乙の合計所得金額について

雑所得の金額（公的年金等に係る部分） , 440, 000

雑所得の金額（公的年金等以外の部分） XXX, XXX, XXX

雑所得の金額（合計所得金額） , 360, 000

[問] 2. 甲の確定申告について

(1) 所得金額の計算

（総合課税）

給与所得の金額 5, 448, 012

事業所得 総収入金額 3, 400, 000

必要経費の額 XXX, XXX, XXX

青色申告特別控除 XXX, XXX, XXX

事業所得の金額 1, 200, 000

配当所得の金額 12, 530, 000

一時所得の金額 1, 500, 000

（分離課税）

上場株式等に係る譲渡所得の金額 , 600, 000

一般株式等に係る譲渡所得の金額 △, 500, 000

(2) 所得控除の計算

寄附金控除 , 48, 000

扶養控除 , 760, 000

その他控除

第2問 答案用紙<5>
(租税法)

(3) 所得控除の計算

課税総所得金額 17,000,000

上場株式等に係る課税譲渡所得の金額及び
一般株式等に係る課税譲渡所得の金額の合計額

(4) 税額計算

課税総所得金額に対する所得税額

上場株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する所得税額及び
一般株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する所得税額の合計額

(5) 税額控除

配当控除

第2問 答案用紙<6>
(租税法)

問題3

問1

(単位：円)

[問] 1. 課税売上割合の計算

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 課税売上額 (免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。) | 2,360,000,000 |
| (2) 免税売上額 (非課税資産の輸出等を含まない。) | ,735,500,000 |
| (3) 非課税資産の輸出等の金額 | ,500,000 |
| (4) 非課税売上額 (非課税資産の輸出等を含まない。) | ,27,000,000 |
| (5) 課税売上割合の計算式の分子の額 | 3,096,000,000 |
| (6) 課税売上割合の計算式の分母の額 | 3,123,000,000 |

[問] 2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

- | | |
|---|--------------|
| (1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等
にのみ要するもの | ,121,252,950 |
| (2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等
にのみ要するもの | ,1,260 |
| (3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等
とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | ,12,703,950 |

[問] 3. 課税標準額に対する消費税額

,148,680,000

[問] 4. 納付すべき消費税額の計算

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 控除対象仕入税額 | ,133,702,821 |
| (2) 貸倒れに係る税額 | ,472,500 |
| (3) 中間納付額 (前課税期間の実績によっている。) | ,9,450,000 |
| (4) 納付すべき消費税額 | |

問2

[問] 1. 平成26年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額

,441,000

[問] 2. 平成27年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額

,△94,500